

令和7年度第2回

埼玉地方労働審議会  
家内労働部会

令和8年1月21日(水)

埼玉労働局労働基準部賃金室

令和7年度 第2回 埼玉地方労働審議会  
家内労働部会議事録

- 1 日 時 令和8年1月21日(水) 午後1時30分～午後3時22分
- 2 場 所 埼玉労働局 30階会議室
- 3 出席者 公益代表委員 金子委員 鈴木委員 禿委員  
家内労働者代表委員 小林委員 矢島委員  
委託者代表委員 加藤委員 廣澤委員
- 4 議事録

部会長 ただいまより令和7年度第2回埼玉地方労働審議会家内労働部会を開会いたします。

委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金室長 ただいま、公益代表委員3名、家内労働者代表委員2名、委託者代表委員2名、計7名がご出席されております。

よって地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしており、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、公益代表の金子委員は、テレビ会議システムによりご参加いただいております。

公開要綱に基づき傍聴の募集をしましたが、傍聴の申し込みはありませんでした。

本部会の議事、議事録および会議の資料は、埼玉地方労働審議会運営規定第7条により原則として公開します。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、部会長の判断により会議を非公開とすることができます。

部会長 ありがとうございます。前回からの続きということで、適用家内労働者が少数である最低工賃の在り方について議論を進めていきたいと思っております。

議論に入る前に、埼玉の最低工賃に関して新設されたときの経緯について、金子委員からご質問がありました。

事務局で調べた結果をご報告してください。

統計調査係長 当局が保存している文書を確認しましたが、足袋製造業最低工賃が新設された昭和 47 年度と、革靴製造業最低工賃が新設された昭和 53 年度の議事録等の関連文書は、保存年限の関係もあり見当たりませんでした。

したがって、金子委員がお尋ねになられた足袋製造業最低工賃と革靴製造業最低工賃が、家内労働者からの申し出に基づき新設されたものかという点は不明です。以上です。

部会長 ありがとうございます。

金子委員、回答がありましたけれどもいかがでしょうか。どうも経緯が分からないということでした。

金子委員 分かりました。ありがとうございます。

部会長 また前回、他県で適用家内労働者が 100 人未満になっている最低工賃がどのくらいあるのかについて、また委託者が 1 社でも廃止していない最低工賃があるか否かについて、確認の質問がありました。この件も事務局の方、回答をお願いいたします。

統計調査係長 ご回答いたします。適用家内労働者が 100 人未満となっている最低工賃は一定件数が存在します。また、委託者 1 社でも廃止していない最低工賃があることは聞き及んでおります。

他方で、実効性の観点から同じく 1 社となった段階で、廃止審議を進めている例も承知しております。

他局の最低工賃の廃止状況を参考とした場合、埼玉局内の個別的な最低工賃の廃止に関する議論という本来の趣旨に沿わない結果になることも懸念されますので、詳細についてのご回答は控えさせていただきます。

委員の皆様には適用家内労働者数だけでなく、地域の実情、関係者のご意見等、実効性にかかる他の要因も考慮して、ご審議をお願いできればと存じます。以上です。

部会長

ありがとうございます。埼玉県の実情を踏まえた審議となりますので、他局の動向で左右されないようにということですかね。

ただし、事実として、100人未満の家内労働者の工賃が存在するという事実と、委託業者が1社の最低工賃も存在するという事は確認できました。

この回答について、何かご質問やコメントありますか。よろしいでしょうか。

それでは審議に移ります。審議事項について、改めて確認します。

前回、資料にも示されましたが、厚生労働省の通達では「適用家内労働者が100人未満であって、将来も増加する見込みがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後の在り方について検討したうえで、廃止も含めて検討すること」とされています。

埼玉の5つの最低工賃は、適用家内労働者が100人未満になっているため、今後の在り方について、この部会で検討しているところです。

前回、事務局の説明の中に、家内労働者が1人でもいる限りその工賃を廃止しないとすれば、最終的に1対1の契約に対して、罰則を伴う規制をかけることになるという説明もありました。

他方で、埼玉の実態に即してということであれば、1社であっても残さなければいけないという結論も出てくる可能性もあるかもしれません。

こういった非常に難しい判断を迫られておりますので、委員の皆さんには引き続きご議論をお願いしたいところです。

状況によっては、委託者側と家内労働者側の意見のすり合わせが必要かもしれませんので、休憩を挟みながら審議を進めてまいります。

審議内容も確認しましたが、事実と齟齬ですとか、追加したいところはございますでしょうか。よろしいですか。

直近では足袋製造業についての審議が待っているわけですが、足袋製造業については委託者が3社、家内労働者数が16名ということで、最低工賃の対象となる範囲は限定されているところです。

前回の議論の中では、厚労省が100人未満という家内労働者数の基準を示しているため、埼玉の基準を設定するとダブルスタンダードになる可能性があるという懸念も示されていたかと思えます。

となると、現状家内労働者数はどの工賃も100人を下回っておりますので、その都度廃止も含めた議論は必要になっている状況かと思えます。

また、判断する際に、単年度の家内労働者や委託者の数だけでなく、

経年的に見て判断することも必要であるという意見もございました。さらには、委託労働者の保護の観点からも慎重な議論が必要であるというご意見もありました。

そうしますと、廃止の議論を始める際にどのデータに注目をして議論をスタートするのか、さらには廃止のために必要なプロセスはどうするのか、この辺を今日話し合えればと思っております。

いかがでしょうか。

議論をスタートするときどのデータに注目していくのか。さらには廃止の議論の中で、実態調査は3年に1度行われますが、他にあったほうがいいプロセスはないか。例えば双方の参考人を呼ぶことが考えられますが、家内労働者のなかには、年長の方もいらっしゃるの、ここに来ていただけない場合はどうするのか。そういう廃止に向けた議論を進めるか否かを判断するプロセスも、共有することが必要です。

前回の内容を踏まえて、改めて論点を整理しましたけれども、何かご意見ございますか。

小林委員

家内労働代表の小林です。よろしくお願いいたします。

先ほど鈴木部会長がお話しいただきましたように、経年での数のところのお話もありまして、そこに関してはその通りだと思うんですけども。数だけというよりも、今回このアンケート、要はここに来られないからアンケートを取ってという形で前回ご説明いただいたと思うんですけども、そこも経年で見させていただきたいなと。考えている意見というのが、どう変化しているのかというところを見せていただいて判断していくというようなところ。

なので、数だけでなく意見だけでもなく、双方を見ながら判断をしていくというようにさせていただければなというように考えております。

部会長

数というのは、家内労働者数ですか。

小林委員

家内労働者数ですね。はい。

部会長

自由記述のところがございますよね。アンケートのその部分も含めてということですか。

小林委員

含めてです。あとは選択回答のところでも「いる・いない」とか、

そういったところもありますし、自由記述のところももちろん見させていただきたいですし、というところで、今回のものに関してはそう考えていらっしゃるのだなというのがよくわかるアンケートをお作りいただいているのですけれども、これを単年度分だけではなくて、経年で見比べてというように形をすべきではないのかなというように考えています。

部会長                    ありがとうございます。矢島委員、何か補足ございますか。

矢島委員                はい。今、小林委員が申したとおりです。やはり人数も経年で多少増減があるところもあるので、一概に何人というのは非常に難しいかなということで、この推移をしっかりと見届けなければいけないのと、あとは先ほど言ったように意見が重要です。労働者側からすると、この工賃の見直しがあることによって救われる方がいらっしゃるの、一概に人数だけでなく、意見などをきちんと整理して確認していきたいという考えです。

部会長                    ありがとうございます。廣澤委員、お願いできますか。

廣澤委員                4 ページの 3 番「最低工賃の統合または廃止の検討」について、改めて内容を確認しました。

まず、「100 人未満に減少している」という点については、既に皆さんの合意も得られており、特段問題はないものと考えております。一方で、「将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失った」としている点については、何を以て実効性を失ったと判断するのか、もう少し掘り下げて整理する必要があるのではないかと感じています。

例えば、先日の議論では行田の足袋の事例が取り上げられましたが、現在の足袋づくりにおいて家内労働者が担っている作業が、産業全体の中でどの程度の重要性を持っているのかは、改めて確認が必要です。極端な例を挙げれば、工場内の通常の従業員による作業でほとんどが完結しており、家内労働の占める割合が小さい可能性も考えられます。

もしそのような状況であれば、「実効性を失っている」という評価に近づきつつあると判断する余地もあるかもしれません。そのため、家内労働の作業内容が埼玉県内の当該産業においてどの程度の役割を果たしているのか、実態をより明確にすることが重要ではないかと考えております。

部会長                    ありがとうございます。単に労働者の数だけではなく、工程に注目するということですね。

廣澤委員                そういえば、足袋づくりに関する作業について記憶をたどると、家内労働者の方々には継続的に仕事を出していたというよりも、業務が重なったり、一時的に人手が必要になった際の“バッファ”として依頼していた、というお話があったように思います。

                             この点を踏まえると、家内労働が当該産業の中で実際にどの程度の役割を果たしているのか——すなわち「実効性」という観点からどのように評価すべきなのか——については、改めて検討する余地があると感じています。

部会長                    ありがとうございます。加藤委員いかがでしょうか。

加藤委員                確かに仕事の中身は調べてみていいと思います。あと100人未満はこの通知のとおり、そのとおりだと思いますけれども、実際に家内労働者数を見ても、確かに減ってはおりますけど、平成30年に増えたりとかですね、ばらつきがあって、それは環境変化によっても色々あるんだということもありましたので、数だけというのもちょっとどうなのかなと思っております。

                             あとは仕事の中身も精査すると共に、アンケートは確かにしっかりやっていただけてますけれども、委託側としては「なくてもいい」、労働者側としては「あったほうがいい」というのは一般的な話なので、それ以外に何かもう少し聞けることがあるのだったら、プロセスとして実際に何人か証人を求めるとか、そういうのがあっても自由に聞いていいのかなと。「こういうものがあったのだ」という認識を事業者・労働者に知ってもらう意味でも、そういうのがあってもいいのかなと思った次第です。

部会長                    参考人を呼ぶこともあり得るということですね。

加藤委員                あってもいいんじゃないかと私は思いました。

部会長                    ありがとうございます。  
                             前回の議論でも、厚労省の示した100人未満で議論開始ということ

ろは、委員の中で共有できている点かと思います。

あとは実際に廃止に向けた議論ではどこに注目していくのか、という点が共有されていなかったところ です。

今、家内労働者側の委員からはアンケートの回答に注目していること。減少傾向にある中、経済環境の変化で急に委託業者が増えたりということもありますので、経年的な変化は見ていく必要があること。

委託業者側の委員からは、実効性を失うという廃止の議論の条件が示されましたが、それはどういうものなのかをやはり共有していく必要があります。

さらにはアンケート結果を見るということは重要だけれども、家内労働者を参考人として呼んで、直接聞き取りをすることも意義がある。各委員からこのような内容が出たかと思います。

金子委員、今、現状こんなところなんですけれども、何かご質問やご意見ございますか。

金子委員

ありがとうございます。私も各委員の先生方のご意見に賛同します。経年のところも大事ですし、実態として、作業工程に着目して、従事されている内容が実際に工程の中で重要な位置を占めるというよう なところも踏まえた内容、並びに当事者の方のご意見を直接伺ってという形で、廃止の有無を検討するというのがよろしいのかなと私も考えます。以上です。

部会長

ありがとうございます。禿委員いかがでしょうか。

部会長代理

皆様のご意見に基本的に賛同しています。それが実現可能かということでお伺いしたいんですけども、この埼玉県の労働実態調査のアンケート項目というのは、これはもう国で指定された項目でしょうか？ここで自由に変えられるということですか。

統計調査係長

そうですね、質問事項は変更できます。

部会長代理

なので今のままだと、このご意見に沿った項目ではないので、ちょっとアンケート項目をどのように変えるか検討したほうがいいと思います。

特に「意見」というところは、特に家内労働者の方の意見はすごいふわっとした意見を書いているだけで取り扱いが難しく思います。

とはいえ、この仕組みを維持するかどうかというところに絞りすぎた質問のみになると、答えにくくなるかもしれません。だから、聞き方にかなり配慮が必要だとは思いますが、単に「意見をお聞かせください」だと、ちょっと何を書けばいいかわからない、参考になるかわからない意見しか来ないかもしれないので、そこは工夫が必要かなというふうに思います。

あとは実効性という点で言うと、委託業者への質問の仕方も、家内労働者がどのような重要性を占めるかということがわかるような項目が必要かと思います。やってらっしゃるビジネスというか、その中で家内労働者の位置付けが一体どれくらいのものなのかっていうのはどう聞けばいいか、ちょっとすぐには出てこないんですけども。売上の原価を見るのかっていうのはわからないんですけども。そういうところとか、あるいは理由と言うんですか、何で家内労働者に仕事を発注しているのかということについての認識とか、そういうようなことを聞かなければいけないのかもしれないので、そういうところを考慮しながら決めることで、意見を吸い上げるっていうことと、実効性っていうのは何なのかというイメージがもっとクリアになってくると思います。

ただしアンケート項目を変えるのであれば、もう今回のこの場でどういう項目で何を聞かなければいけないということを具体的に決めないとならないかなというふうには思いました。以上です。

部会長

ありがとうございます。そうですね、アンケート項目の検討は必要そうですね。

私も今まで出てきた意見に賛同します。単なる数だけではなく経年的な変化に注目するとか、アンケートの内容を精査して議論をしていくとか、家内労働者が担っている工程がどのようなもので、製造過程の中でどこが重要性が高いか低いかなど廃止の議論を始めたときに注目すべき要素であると思います。

参考人については、この足袋の委託業者の中で70代後半ですとか80代の方がいらっしゃるの、この場に来ていただけるのかどうか、その時々で検討が必要かと思います。こちらの要望として伝えたとしても、それこそ実際来ていただくことが難しい場合もあるかなと思っています。

その場合はこちらから出向いていくという選択肢はあるのでしょうか。事務局にお伺いしたいと思います。

賃金室長            その出向くというのは、委員の皆様が行かれるのか、それとも聴取項目を事務局に預けていただくかによって、やり方は変わってくるとは思います。

                         例えば、最寄りの労働基準監督署においでいただくということが考えられます。家内労働者の方のご自宅に訪問するというのは少し考えづらいかなと思いますので、そうなると最寄りの労働基準監督署やハローワークの会議室などを借りるということは可能だろうと思います。

部会長                ありがとうございます。そうですね。今回委託業者に対しては、全数で聞き取りをさせていただきました。そういう形で直接、アンケートでは見えない点を賃金室で補う方法と、委員が出向いて話をうかがう方法があります。これも話し合っていないといけない点かと思いません。ありがとうございます。

廣澤委員            こういう形でもありかもしれません。

部会長                オンラインですね。

廣澤委員            ハローワークに来ていただいてオンラインでご参加いただくと。

部会長                そうですね、現場でどなたかサポート下されば可能かと思われま

廣澤委員            ご自宅では何かご都合もあるかと思しますので、そこまでは出向いて

部会長                そうすると聞き取りの実効性が高まりそうですね。

賃金室長            特に家内労働者の方ですが、お願いして応じていただけるかどうかというところもありますけれども、応じていただけるとしても、あまり多数に及ぶとなかなか現実的には難しいとは思

                         1人か2人、多くても3人ぐらいまでが限度かなとは思

部会長                そうですね、おっしゃる通りだと思います。

廣澤委員            アンケートにご回答いただいている方々が、候補になるのではない

でしょうか。回答者は11名いらっしゃり、そのうち4名の方は個人的なご意見も記入されています。

部会長

そうですね。家内労働者をどうやって決めるかというときに、こういう自由記述を書いてくださっている方にさらに深掘りしたいところがありますね。

質問はございますか？事務局に対してでも、双方の委員に対してでも、どちらでも構いません。

廣澤委員

アンケート結果を3年前と比較して、何か顕著な傾向は見られますでしょうか。

ご意見や数値の変化として、増えている点や減っている点などがあれば教えていただければと思います。

賃金室長

今すぐお答えできませんが、特に自由意見の欄ってあんまり書いていただけないので。そうですね…。

小林委員

これ令和5年にも同じようなアンケートをやっているんですけど。

賃金室長

前回の調査は、令和4年でした。

小林委員

4年のときとアンケート項目は変わっていないのですか。

賃金室長

変えていませんので、単純比較はできます。

廣澤委員

困ったときは、経年比較を確認するのが有効だと思います。

部会長

個人的な意見になりますけれど、アンケート票は変えずに、何か追加的な項目を検討できればと思っています。今あるものをなくしてしまうと経年的な変化が見えなくなるので。

部会長代理

ちなみにこの調査の報告書は保管されていますか。先ほど議事録はなかったということだったのですが、こういう報告書は。

賃金室長

保存期間が決まっております。保存期間を過ぎたものは、原則として廃棄していますが、廃棄されずたまたま残っている場合もあります。

す。

部会長 過去のものとはデータ化しているのでしょうか。

賃金室長 ある程度はデータで残っています。

部会長 それこそ昭和の頃のものには残っていますか。

賃金室長 昭和となると、データが残っている可能性は低いです。

部会長 はい、わかりました。

加藤委員 一点よろしいでしょうか。今回の調査報告書が前回と同じだという話があったので確認したいのですけども、10 ページの中で労働者側の方の「最低工賃を知っていますか」という問いに、10 人中 10 人が「知らない」と言っているんですけども。

前回もやっぱりこんなものなのではないでしょうか。

賃金室長 すぐに確認します。

小林委員 前回の分母が足袋が 20 人で、今回が 16 人で、そのうち 11 人が答えていて。

前回アンケートを答えているのに、最低工賃のことを知らない人が圧倒的に多いっていうのが…。3 年で忘れちゃうんですかね。

賃金室長 家内労働者の数は、今回 11 人の方に回答いただいています。今回は家内労働者数が極端に少なかったため、追加で全員に調査票を送ったので 11 人分の回答がありますが、前回までは一つの委託者につき 1 名から 2 名の家内労働者を抽出して調査票を配ってもらう方法でしたから、回答数は今回よりも少ないです。

廣澤委員 被っている人が少ないんだね。

小林委員 そうですね、だからってことですね。

加藤委員 なるほど。だから、何年経っても知らないっていう人は、調査票が

届いてないってということなんですね。

廣澤委員           そうですね。対象に入らなかったんですね。

加藤委員           それにしても少ないなと思って。

部会長           最低工賃よりも、実際の自分が受け取っている工賃のことに関心があるってことなんでしょうか、この回答は。

それともそういう制度そのものを知らないということなのでしょう  
か。

小林委員           アンケートのところ、全体の 25 ページの、この報告書の 10 ページのところ、10 と 11 で、10 番は「廃止となった場合の影響」が出るとは思わないよと半分の人が言っているんですけど、だけど、その下のところで「廃止すべきである」には一人も入らなくて、「どちらでも良い、分からない」…。でも、まあ、ただ、確かに部会長がおっしゃるようにふわっと、何て言うんでしょう。この人たちは、もちろん全体的に求めている人の数はわかるんですけども。どこまでこの最低工賃に対してっていう、何て言うんでしょうね。があるからこそ働けるんだとか、これがあるから自分の働くことが守られているんだというのをご存知じゃない方たちの意見も少なからずあると思うんですよ。なので、どこまでこう、まあこれは別に最低工賃のところじゃなくても、通常の企業で働いている労働者も「労働協約があるから」「就業規則があるから」「労働基準法があるから」我々はこれで守られて働いているんだって、実際的に感じて働いている人って全くいないわけじゃもちろんないんですけども、一定数はいると思うんですよ、その辺が。あるからって分からないけれども、ただ単に賃金をもらうために働いているから、ぐらいいで考えていらっしゃる方がいるので。我々が働いている組合とかそういったところにアンケートをとるときも、そもそもまず本当「いろはのい」からそれを伝えて理解をしてもらってからじゃないと実際の声が拾えないという苦惱も現場でやってきたところでもあるので。

この方たちにも…、ごめんなさい、表現が難しいんですけども、最低工賃のことを理解していただいて答えていただいたアンケートというのが、審議に関わってようやくと来れるのかなと思うんですよ。何となくでファーっと書きちゃったのかもしれないですし。まあ、

ただ、「何かそういうものがあるんだったら、無くさない方がいいんじゃない」という感じで書いちゃったのか、「いやいや、なくされたら困るよ」で書いているのかというところまでがちょっと見えないところがあるので。

この自由記述で書いていただいている4人のうち3人は、やっぱりこう、何とかしてもらいたいよねっていうところは出てる。お一人目、76歳の方に関してはもう感謝の気持ちでというところですけども、3人の方は何かしらのこの改善といったところを求めているのかなと。

だからやはりこの自由記述のところの意見ってすごく大事だなというように感じたという。ごめんなさい、意見でも質問でもなく私の感想になっちゃいましたけど、そういうように思いました。

すいません、ちょっとまとまらずで申し訳ありませんが。

部会長

いえいえ、ありがとうございます。

アンケート結果の議論が出たとき、何らかの追加の聞き取りが必要な場面があるかと思うんです。廃止の議論という意味でも。そのときにどんな視点があるのかというのは重要なところだと思いますので、感想も含めて意見を言っていただけますとありがたいです。

部会長代理

質問なんですけど。実効性に関することなんですけど。最低工賃で皆さんお仕事を受けていらっしゃるんですか？それともそれにプラスアルファを実際受け取っているのか。

実際の工賃と最低工賃の乖離度というかギャップというのはあるのかなのか、というところはいかがでしょうか。

低すぎて実効性がないんだったら無くてもいいというふうに答えられるのかもしれないなど、もやもやしたものですから。

賃金室長

その点に関しては第1回資料の21ページ目に、実際に支払われている工賃額の表を載せております。

色々な工程がある中で、例えば「羽縫い」は最低工賃が10足につき105円00銭であるのに対し、10足につき200円もらっている人と230円もらっている人がいます。

「コハゼ付け」の作業については、最低工賃が10足につき74円のところ、最低工賃と同じ額でやっている人がいます。

最低工賃を下回る工賃で作業している人は、今回の調査ではありませんでした。

部会長代理 工程によって差が激しいですね。

賃金室長 工程によって差は大きいです。先ほどの表の一番下にある「アイロン仕上げ」は、最低工賃は10足につき269円であるのに対して、10足につき280円もらっている人と365円もらっている人もいるということもあります。

その2つ上の「つま縫い」は最低工賃が10足につき228円であるのに対し、415円もらっている人もいます。

金子委員 すいません。その資料の関係で1点質問よろしいですか。

実際の1単位あたりの工賃単価をおっしゃっていただいたと思うのですが、1時間あたりの作業量が、実際のもので現行最低工賃の右並びで書いてある数と結構違いがあって。想定される作業量に対する最低工賃というふうな話ともマッチングしてないように拝見するのです。これは単純に最低工賃と通常の1時間あたりの作業量というのをかけたものが想定される、実際上の最低工賃というように理解していいものなのでしょうか。

賃金室長 具体的に数字が入っている「コハゼ付け」のところをご覧くださいますと、10足につき74円。このお一人の方が10足74円で作業しています。この人は1時間作業すると110足作業できますので、1時間あたりの作業量でもらえる工賃というのは、 $74 \times 11$ ということになります。

金子委員 すみません。表を下の方だけ見ていました。失礼しました。

すると平均というところが…。最低工賃自体に、1時間あたりの作業量というのが特に反映しているというふうな話ではないというように、表としては理解すればよろしいですかね。

賃金室長 仰るとおりです。

金子委員 ちょっとずれて理解をしていました。ありがとうございます。

小林委員 それでいくと、最低工賃を審議していくっていうときには、1時間あたりどのぐらい作れるからという見方はしていかないという認識で

いいんですか。

賃金室長 1時間働いていくらできるからというところを見なくていいかということですか。

小林委員 そうです。

賃金室長 見るか見ないかは皆様のご判断次第ということになります。  
「最低工賃との均衡を考慮して」とはなっておりますけれども、そこをどう見るかは、委員の皆様で判断していただくことになります。

加藤委員 今の議論は、厚生労働省本省からの通知の実態調査に関する注意書きというか説明の中で、「最低賃金や上昇率との比較を」となっていますので、各項目毎に比較すると、この前もちょっとお聞きしたんですけれども、例えばコハゼ付けであれば10足で74円ですから、1時間あたり110足ということは11倍すればいいわけですよ。そうすると814円ということで、埼玉県最低賃金1,141円とはだいぶ乖離があるということも、考慮すべきなのかどうかという点、この通知の中では、実態調査では注意しなさいということなんですけれども、  
今回の工賃の中ではそれは部分だから、全体として考えればいいんじゃないかという話なのか、これも個々の、先ほどの1,141円と814円っていうものの差をやっぱり考えた方が良いかどうかということについては、どうなのでしょう。

賃金室長 法律上は「最低賃金等との均衡を考慮して定めること」となっていますので、そこをどう見るかというのもあると思います。

業者からすれば、材料を家内労働者の家まで持って行って、作業したものを回収する手間がかかるとか、働く人の方からすると、いつでも好きなときに作業できる、家事で忙しいときにはやらなくてもいいし、時間に余裕があればやれるし、というところも含めて家内労働については考えているというふうに理解しております。

加藤委員 最初の積み上げ案の中でどう決まっていたのか分からないので、前回は、全体として何%ぐらい上げたという話が出たので、そこまで細かくやらなくてもいいんじゃないかとは思いますが。

ただ、コハゼ付けだけやっている人として考えると、1時間ではや

っぱり 800 円くらいのもものだから、というような感じはちょっと思います。

すみません、ちょっと話がずれました。

部会長

ありがとうございます。最低工賃は一つ一つの単位当たりの設定にはなっていますが、やっぱり最低賃金との均衡を考えるとどうしても時給ベースで換算し直さなくてはいけないところもありますので、どう換算していくのかというのは大変難しいところです。

廣澤委員

最低賃金を重視するのであれば、本来は毎年着実に引き上げていくことが望ましく、3 年分をまとめて一度に引き上げるような対応は、発注側にとって大きなインパクトとなってしまいます。

こうした点を踏まえると、金額ベースで完全に足並みをそろえることが本当に可能かという、現実的にはやや難しい面があるのではないかと思います。

部会長

前回の改定は久しぶりでしたので、かなり大きな工賃の改定になってしまいました。委託者の負担を考えると定期的に見直していくということは双方にとって望ましいことかとは思いますが、今回は足袋加工の工賃を改定するかどうかの前の段階で、かなり減ってしまっている中で、どんな基準で廃止の議論を進めていくのかという前段の議論をしているところです。

これから、アンケート調査に何を追加するのかという話もありましたが、議論を始める目安のデータと議論のプロセスですね、そこら辺の話を今日少しでも進められればなと思っています。

スタートして1時間弱経ちましたので、休憩、休会にします。

(「異議なし」の声あり)

部会長

では休会ということで、よろしく願いいたします。

賃金室長

すみません、休憩に入る前に一つだけ。

家内労働者に聞いた結果として工賃が廃止となった場合の影響と最低工賃を廃止していいかどうかという質問に対する回答について、前回の調査ではどうだったかという点ですけれども、前回は家内労働者の方の回答が2人しかありませんでした。工賃が廃止となった場合

の影響については「影響が出るとは思わない」と答えた人が1人、「分からない」という人が1人、「影響が出ると思う」と答えた方は、いらっしゃいませんでした。

最低工賃を廃止することの是非については「廃止すべきである」と答えた人はいらっしゃらない。「廃止すべきじゃない」と答えた人は、1人、「分からない」と答えた方が1日という結果でした。前は回答数が少なかったので、今回調査の結果と単純に比較するのは中々難しいかと思います。

部会長                    ありがとうございました。3年前の調査ということですね。

賃金室長                はい。

(休 会)

部会長                    協議を再開いたします。休憩中に各委員の方のお考えを聞き、簡単な意見交換もいたしました。

それぞれの委員からお考えを一言ずつ述べていただきたいと思えます。労働者側委員の小林委員、お願いいたします。

小林委員                はい。資料ページの7ページのところにあります「全国の最低工賃の廃止状況」のところで、廃止になったときの最終的な家内労働者数というのが出ておりました、延べ数で1個、Iのところが53とあるのでここと0のところを外した残りの平均を出すと約21名という形で出てきます。直近で廃止になっているところで21名の平均で廃止になっているところがあるので。

あと、私の方ではやはり全数調査のアンケートというのが非常に大事かなと思いますので、これをやはり経年で見たいというところで。

年を明けずに、例えば3年連続して全数調査を行い、その人数というのはこの全国平均でいう21人に行く前のところ、ということで30人くらい。30人を切った段階で全数調査を3年で始めていくというようところが良いかなと思います。

部会長                    ありがとうございます。矢島委員、お願いいたします。

矢島委員                はい。今の意見に賛同します。

ただ、あともう一つは、この審議会の中であったと思いますけれども、代表者の方に意見を聞いて、可能であれば追加項目として参考人として、ご意見を聞かせていただける機会が持てればというところを、追加して意見を述べたいと思います。

部会長

ありがとうございます。労働者側委員から、委託労働者数が30人を切った段階で、3年連続の全数調査を行うということ。あとアンケート調査を補うという意味合いも含めて、参考人として委託業者、労働者それぞれの代表者を呼んで意見聴取をするという案が出されました。委託業者側委員はいかがでしょうか。

廣澤委員

本省が示している「100名未満」という基準と比較すると、30名という数値は相当低い水準ではありますが、委託者側としては特に異論はございません。

また、アンケート結果では、「最低工賃を廃止した方がよいか」という設問に対し、「どちらでもよい」との回答が一定数見られます。この点については、アンケートのみでは回答者の真意を十分に把握しきれない可能性もありますので、可能であれば直接お話を伺う機会を設けることも有効ではないかと考えます。

いずれにしても、3年連続で全数調査を実施することで、何らかの傾向や変化が見えてくる可能性があります。その結果を踏まえることで、より踏み込んだ議論ができるものと考えております。以上です。

部会長

ありがとうございます。加藤委員いかがでしょうか。

加藤委員

30人を切った段階で3年連続調査、賛成をいたします。

厚労省の100人という基準よりは、やっぱり足袋については埼玉県では重要な産業と考えておりますので、ある程度、労使共にどのような状況にあるのかというのを見ていく必要があると思いますので、30人ということで使用者側として同意をいたします。以上です。

部会長

ありがとうございます。今、労働者側、委託者側からそれぞれ廃止の議論を始める基準についてご意見をいただきました。

重なりますが、委託労働者数が30人を切った段階でアンケートの全数調査を3年連続実施をする。

加えて、双方の代表者の方に参考人としてご参加いただいて、お話

を聞ける機会も設けられたら望ましいという意見をいただきました。

これに対して公益委員の金子委員、何かご意見ございますか。

金子委員

私も各委員の先生方のご意見に賛同いたします。

厚労省の通達ですとやはり実効性を失ったと思われる最低工賃につきましては統合ないし廃止を検討するというようになっておりますので、その実効性自体を判断するためには、おっしゃるとおり一定規模の30人を下回るというようなところと、経年の状況をきちんと把握したうえで廃止に向けて検討するというのが審議会としてもふさわしい在り方かというように考えます。以上です。

部会長

金子委員。ありがとうございました。禿委員お願いいたします。

部会長代理

私も皆様のご議論に賛同いたします。

その上で、家内労働実態調査票の項目も分かるように、審議の際にはこの調査票そのものも見せていただきたいということと、あとは、項目を変えると経年変化が見られないので、より具体的に追加した方が良い文言などをこの場で意見を出して、調査票を確定した上で30人以下の3年連続ということに賛同いたします。以上です。

部会長

ありがとうございます。皆様から大枠として、家内労働者数が30名で、家内労働実態調査の全数調査を実施すること、3年連続実施して、経年的な動向を見極めながら廃止の議論を行っていくということで、大枠合意が取れたかなと思っております。

参考人については、労使双方から対面で意見聴取できるのが望ましい形ではありますが、家内労働者側委員の中にはご高齢の方がいらっしゃる、家庭の事情で遠方に来られないこともあるかと思えます。

事務局へのお願いですが、できる限り働きかけていただいて、両方の代表者に来ていただくようお願いいたします。

ただどうしても難しい場合は、全数調査を行っていますので、アンケートの記述をもとに部会として判断していければと思っております。

禿委員からご指摘がありました。調査票の中には今後廃止の議論をする際に一部追加項目をしたほうが良いものもあるかもしれません。本日はそこまで議論が進んでおりませんので、来年度調査をするまでに、少し意見を、委員の皆さんからいただいて反映できればと思っております。

参考人についてはオンラインなど、できる限りご負担の少ない形で実施できるようになればということも申し添えたいと思います。

以上で今日予定していました廃止の議論を始める際の目安となるデータとそのプロセスについて、一定の合意が得られましたので、本日の部会はこれで終了したいと思います。

議題2 その他ですが、何かございますでしょうか。

賃金室長

特にございません。

部会長

以上で令和7年度第2回埼玉県地方労働審議会家内労働部会を終了いたします。

本日の議事録確認は、公益は私、家内労働者代表は矢島委員、委託者代表は廣澤委員をお願いいたします。次回は2月5日木曜日 13時30分からの予定です。どうもお疲れさまでございました。

— 了 —